

平成22年度 発注者支援技術者（土木）  
認定（過年度試験合格者）及び認定更新について

－発注者支援技術者（土木）認定（過年度試験合格者）  
及び認定更新の手引き－

申請書受付期間：平成22年10月1日～平成22年10月22日

発注者支援技術者（土木）認定（過年度試験合格者）及び認定更新講習会  
平成22年11月13日（土）

施工体制の確保に関する推進協議会  
発注者支援技術者（土木）試験審査委員会

# 『発注者支援技術者』認定制度等について

## 1. 認定制度の試行目的

施工体制の確保に関する推進協議会（以下「推進協議会」という）は、平成17年4月より施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品質確保法」と言う）』第15条第3項の定めに基づき、中部4県の公共工事の発注者（以下「発注者」という）を支援するため、『公共工事発注者支援業務技術者認定制度』等を創設（任意）し、平成17年10月より試行的に運用を開始しました。

本認定制度は、品質確保法第15条第1項の定め及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針第8条に基づき発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に資する（選定の一指標とする）こと及び各発注者間の統一的な運用を図ることを目的としています。

本制度は、平成18年10月に土木分野において民間技術者についても資格要件拡充を図り、名称を「発注者支援技術者」と改めたものです。

### ※『施工体制の確保に関する推進協議会』

工事現場での適切な施工体制の確保、不良・不適格業者の排除への取り組み等を通じて、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的として平成12年度に設置。

国土交通省中部地方整備局、中部4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）及び3政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）で構成。

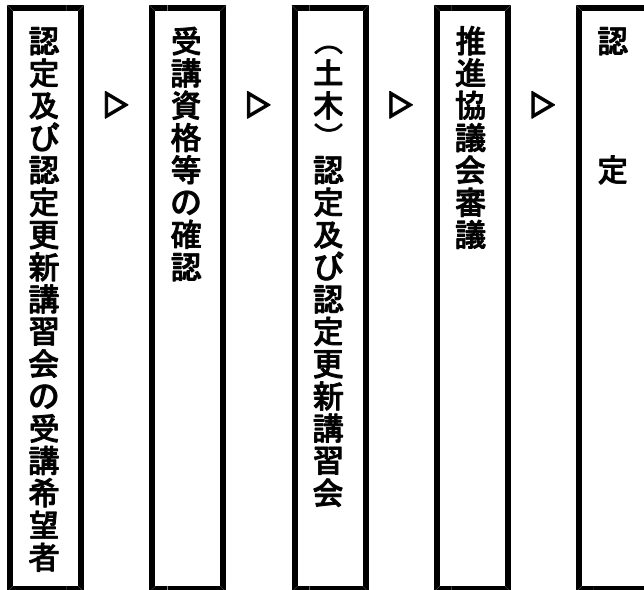
### ※認定制度における発注関係事務とは下表の業務区分・内容をいう

| 業務区分  | 業務内容                                      |
|-------|-------------------------------------------|
| 設計・積算 | ・仕様書、設計書の作成補助<br>・予定価格の作成（積算）補助 等         |
| 技術審査  | ・入札・契約方法の選定補助<br>・契約の相手方決定に係わる評定業務補助 等    |
| 監督    | ・工事の監督補助<br>・工事中の施工状況体制の評価補助 等            |
| 検査    | ・中間技術、既済部分、完成時の検査補助<br>・施工企業、担当技術者の評価補助 等 |

## 2. 発注者支援技術者（土木）の認定手続き

- ・発注者支援技術者（土木）の資格を取得するには、一定の資格要件を満たしている者で、今回実施する『発注者支援技術者（過年度試験合格者）認定及び認定更新講習会（以下、認定及び認定更新講習会という）』を受講したもののの中から、推進協議会の認定により取得することができます。

※平成22年度過年度試験合格者認定及び認定更新の手続きフロー  
【技術者（土木）認定】



## 3. 発注者支援技術者（土木）の種類

発注者支援技術者（土木）には、Ⅰ種及びⅡ種の種別を設けています。Ⅰ種及びⅡ種に認定された発注者支援技術者（土木）は、それぞれ次の発注関係事務を受注した機関が配置する管理技術者になり得るものです。

【発注関係事務の受注機関が管理技術者として配置できる発注者支援技術者資格の種別】

|                | 発注関係事務 |      |    |    |
|----------------|--------|------|----|----|
|                | 設計積算   | 技術審査 | 監督 | 検査 |
| 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種 | ○      | ○    | ○  | ○  |
| 発注者支援技術者（土木）Ⅱ種 | ○      |      | ○  |    |

## 4. 発注者支援技術者（土木）の資格の有効期間等

発注者支援技術者（土木）の資格の有効期間は、資格認定証の交付を受けた日から平成26年5月31日です。

**なお、次回の講習会は、平成25年度を予定しています。**

また、推進協議会が支援技術者として相応しくないと判断した時は技術者

認定を取り消す場合があります。

なお、発注者支援技術者認定制度は、推進協議会が試行的に運用する任意制度であり、認定者の了解を得ず、制度の見直し等を行うことがあります。

# 『発注者支援技術者』認定（過年度試験合格者） 及び認定更新の手続き等について

## 1. 認定及び認定更新の申し込みの受付について

### 1) 申請書受付期間

平成22年10月1日（金）～平成22年10月22日（金）

（当日消印有効）

### 2) 申請書の提出書類送り先

- ・申請書は各希望受講会場の窓口に提出書類を持参もしくは郵送して下さい。
- ・郵送の場合は、簡易書留で「**発注者支援技術者 認定申請書**」**在中**と明記の上、郵送して下さい。

○中部地方整備局 企画部 技術管理課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

TEL：052-953-8131

### 3) 提出書類

- ①申請書（指定様式：中部地方整備局ホームページにて入手して下さい）
- ②認定証もしくは過年度の技術者試験の合格証書の写し（1部）
- ③郵便はがき（官製はがき又は切手を貼ったはがき）1枚

（各自で用意して下さい）

※郵便はがきの表面の宛名欄に、申請者本人に確実に届く住所（郵便番号）、氏名を明記し、裏面には何も記入しないでください。（裏面には、受講番号、会場、注意事項等を印刷後に返送し、これを『受講票』とします。）

## 2. 応募書類の審査結果の通知について

- ・受講資格を満たすと認められる方には、1. 3) ③の郵便はがきの裏面に、受講番号、会場、講習日、注意事項等を印刷後に返送し、連絡とします。なお、これを『受講票』とします。受講番号等を確認後、大切に保管し認定及び更新講習会当日に持参してください。（11月5日（金）までに届かない、又は紛失した場合は、速やかに認定の申し込みを行った受付先に確認をして下さい。）

## 3. 認定及び認定更新講習会の受講対象資格等

- ・認定及び認定更新講習会は次の受講資格を有す者を受講対象者とし、実施します。

【発注者支援技術者（土木Ⅰ種・土木Ⅱ種）試験】

- ①平成17、18、19年度認定者のうち認定更新を受けていない者
- ②平成17、18、19、20年度試験合格者のうち1度も認定を受けていない者

#### 4. 認定講習会の方法等

講習会開催日：平成22年11月13日（土）  
講習会場：名古屋合同庁舎 第2号館 8F 共用大会議室  
〒460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

受付時間：12時30分～13時20分  
講習会：13時30分～17時00分

#### 会場



#### 5. その他

##### 1) 認定及び認定更新講習会 注意事項等

###### ① 持参するもの

- ・ 写真付き身分証明書（運転免許証等顔写真、生年月日が確認出来るものをご用意下さい）＜本人確認を行うため＞
- ・ 受講票
- ・ 筆記用具
- ・ 旧認定証（当日新しい認定証と引き替えます。過年度合格者については不要です。）

###### ② 注意事項

- ・ 受付で本人等確認しますので、必ず受付を行って下さい。
- ・ 認定及び認定更新講習会講習時は、係員等の指示に従って下さい。

###### ③ 発注者支援技術者（土木）認定証について

- ・ **発注者支援技術者（土木）認定証は、当日交付します。認定更新の方は旧認定証と引き替えで新しい認定証を交付します。**

☆『発注者支援技術者(土木)』認定に関する情報の確認、本手引き内の中部地方整備局 HPは以下のアドレスです。

中部地方整備局ホームページアドレス

(公共工事の品質確保に関するページ)

【<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>】

## 《問い合わせ窓口》

「施工体制の確保に関する推進協議会」

「発注者支援技術者(土木)試験審査委員会」事務局

中部地方整備局 企画部 技術管理課

(課長補佐)石橋、(基準第三係長)海福

TEL : 052-953-8131

メールアドレス : [hinkaku@cbr.mlit.go.jp](mailto:hinkaku@cbr.mlit.go.jp)